

受付番号票貼付欄
(法務局で使用するスペースですので、一切の記載は不要です。)

本記載例は、住所(※3)を静岡県沼津市杉崎町6番20号とする法務太郎(※4)が、商号(※1)を「沼津商店」と、営業所(※2)を静岡県沼津市杉崎町6番20号とし、営業の内容(※5)を「中古車自動車の販売」及び「不動産の売買」として、代理人(※6)静岡市葵区追手町9番50号静岡次郎)が申請をする場合です。

商号登記申請書

1. 商号 沼津商店(※1) (※1)「営業関係において自己を表示するための名称(営業上の名称)」を記載してください。

1. 営業所 静岡県沼津市杉崎町6番20号(※2) (※2)「営業所の所在地を記載してください。」

1. 登記の事由 商号新設 (※7)は(※5)を2ページの

1. 登記すべき事項 別紙のとおり(※7) とおりに記載します。

1. 登録免許税 金30,000円

1. 添付書類 委任状(3ページにあります)

なお、登記申請書への記載は不要ですが、「印鑑(改印)届書」及び使用号使用者(※3, 4)の市区町村長発行の印鑑証明書(作成後3か月以内のもの)の添付が必要です。

上記のとおり登記を申請する。

令和 年 月 日

申請人

住所 静岡県沼津市杉崎町6番20号(※3)

氏名 法務太郎(※4)

上記代理人(※6)

住所 静岡市葵区追手町9番50号

氏名 静岡次郎

(※8) 認印 ⑧(※8)

連絡先の電話番号

静岡地方法務局沼津支局(※9) 御中

(※9) 静岡地方法務局本局に提出する場合には「静岡地方法務局」と、静岡地方法務局浜松支局に提出する場合には「静岡地方法務局浜松支局」と記載をしてください。

※

※7

別紙

登記すべき事項

- 「商号」沼津商店 (※1)
「営業所」静岡県沼津市杉崎町6番20号 (※2)
「商号使用者の氏名及び住所」
「住所」静岡県沼津市杉崎町6番20号 (※3)
「氏名」法務太郎 (※4)
「営業の種類」 (※5) (注1)
1 中古車自動車の販売
2 不動産の売買
3 前各号に付帯する一切の業務
「登記記録に関する事項」新設

(注1) 個人商号の営業の種類は、商行為（商法第501条、502条、503条、）
又は店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする
者又は鉱業を営む者であることが必要です（商法第4条第2項、4ページ参
考）。

参考例（上記※5のほか）

土木・建築工事の請負

美容院の経営

農産物の加工・販売

委任状

(※5) 住所
氏名

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任する。

- 1 商号申請登記を申請する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件 (注1)

令和 年 月 日

営業所 (※2)

商号 (※1)

商号使用者 (※4)

印 (注2)

(注1) 原本還付の請求がある場合には、記載をしてください。

(注2) 商号登記申請に当り、印鑑届書に押印した印鑑(届出印)を押します。

(※1)、(※2)、(※4)、(※5)は申請書記載例のとおりです。

商法

第4条 この法律において「商人」とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう。

2 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者又は鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、これを商人とみなす。

第11条 商人（会社及び外国会社を除く。以下この編において同じ。）は、その氏、氏名その他の名称をもってその商号とすることができる。

2 商人は、その商号の登記をすることができる。

第501条 次に掲げる行為は、商行為とする。

- 一 利益を得て譲渡する意思をもってする動産、不動産若しくは有価証券の有償取得又はその取得したものの譲渡を目的とする行為
- 二 他人から取得する動産又は有価証券の供給契約及びその履行のためにする有償取得を目的とする行為
- 三 取引所においてする取引
- 四 手形その他の商業証券に関する行為

第502条 次に掲げる行為は、営業としてするときには、商行為とする。ただし、専ら賃金を得る目的で物を製造し、又は労務に従事する者の行為は、この限りでない。

- 一 賃貸する意思をもってする動産若しくは不動産の有償取得若しくは賃借又はその取得し若しくは賃借したものの賃貸を目的とする行為
- 二 他人のためにする製造又は加工に関する行為
- 三 電気又はガスの供給に関する行為
- 四 運送に関する行為
- 五 作業又は労務の請負
- 六 出版、印刷又は撮影に関する行為
- 七 客の来集を目的とする場屋における取引
- 八 両替その他の銀行取引
- 九 保険
- 十 寄託の引受け
- 十一 仲立ち又は取次ぎに関する行為
- 十二 商行為の代理の引受け
- 十三 信託の引受け

第503条 商人がその営業のためにする行為は、商行為とする。

2 商人の行為は、その営業のためにするものと推定する。